

関連する作業及び機械装置	資格名称	資格の種類	概要	備考
・揚貨装置 (揚貨装置とは、船舶に取り付けられたデリックやクレーン設備)	揚貨装置運転士	運転士免許	・制限荷重が5トン以上の揚貨装置(港湾荷役の作業をするために船舶に取り付けられたクレーンまたはデリック)の操作をするために必要な資格。 (制限荷重5トン未満は特別教育)	・安全衛生技術試験協会の学科・実技試験を受ける。 ・実技だけは登録教習機関で実技講習を受講し、試験に合格すると、合格後、1年以内に安全衛生技術試験協会の学科受験を受ける。 ・受講資格満18歳以上
・揚貨装置(5トン未満)	揚貨装置(特別教育)	特別教育	・制限荷重が5トン未満の揚貨装置(港湾荷役の作業をするために船舶に取り付けられたクレーンまたはデリック)の操作をするために必要な資格。	・受講資格満18歳以上
・ガントリークレーン ・RTG ・ジブクレーン ・スタッカークレーン ・アンローダ ・天井クレーン ・橋形クレーン	クレーン・デリック運転士	運転士免許(クレーン限定)	・つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(天井、ジブ、橋形、テルハ、スタッカー、アンローダ、ケーブルなど)を運転するために必要な資格。	・安全衛生技術試験協会の学科・実技試験を受ける。 ・実技だけは登録教習機関で実技講習を受講し、試験に合格すると、合格後、1年以内に安全衛生技術試験協会の学科受験を受ける。 ・受講資格満18歳以上
・ホイスト式天井クレーン		運転士免許(床上運転式限定)	・つり上げ荷重が5トン以上の床上運転式クレーンを運転するための資格。メッセンジャー方式、または定位置方式などにより床上でペンダントスイッチにより運転し、かつ運転者がクレーンの走行と共に移動する方式のものを操作するために必要な資格。	・安全衛生技術試験協会の学科・実技試験を受ける。 ・実技だけは登録教習機関で実技講習を受講し、試験に合格すると、合格後、1年以内に安全衛生技術試験協会の学科受験を受ける。 ・受講資格満18歳以上
・ガイデリック ・スチフレッグデリック		運転士免許(限定なし)	・つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(天井、ジブ、橋形、テルハ、スタッカー、アンローダ、ケーブルなど)を運転するための必要な資格及びデリックを運転するために必要な資格。 (つり上荷重0.5トン以上5トン未満は特別教育)	・クレーン限定の免許を取得後、限定解除のため安全衛生技術試験協会の学科試験を受験する。 ・一部学科免除あり ・受講資格満18歳以上

関連する作業及び機械装置	資格名称	資格の種類	概要	備考
・デリック(5トン未満)	デリック運転特別教育	特別教育	・つり上げが荷重0.5トン以上5トン未満のデリックを運転するために必要な資格。	あまり利用されていない。
・トラッククレーン ・クローラクレーン ・ホイールクレーン ・ラフテレーンクレーン ・クレーン仕様油圧シヨベル	移動式クレーン運転士	運転士免許	・つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーン (同じ運転席で走行とクレーン操作が行えるホイールクレーンと運転室と操作室が別個のトラッククレーンに大別)を操作するために必要な資格。	・安全衛生技術試験協会の学科・実技試験を受ける。 ・実技だけは登録教習機関で実技講習を受講し、試験に合格すると、合格後、1年以内に安全衛生技術試験協会の学科受験を受ける。 ・クレーンの運転操作のみ(自動車運転は、別途免許が必要(大型・大特)) ・受講資格満18歳以上
・5トン未満の移動式クレーン	小型移動式クレーン運転技能講習	技能講習	・つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーン(トラック、ラフテレーン、クローラ)を運転するために必要な資格。	・受講資格満18歳以上
・ホイスト式天井クレーン	床上操作式クレーン運転技能講習	技能講習	・つり上げ荷重が5トン以上の床上操作式クレーン(荷の移動と共に操作者が移動する方式のクレーン)を運転するために必要な資格。	・受講資格満18歳以上
・クレーン5トン未満	クレーン運転特別教育	特別教育	・つり上げ荷重5トン未満のクレーンを操作するために必要な資格。	・受講資格満18歳以上
・つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛け作業	玉掛け技能講習	技能講習	・クレーン等のつり具を用いて行う荷かけおよび荷外しの作業を行うために必要な資格。	・港湾・建設現場や倉庫、工場などで、重い貨物や建材をつり上げて運ぶクレーンに荷物を掛ける業務。 ・受講資格満18歳以上
・つり上げ荷重1トン未満のクレーン等の玉掛け作業	玉掛け特別教育	特別教育	・クレーン等のつり具を用いて行う荷かけおよび荷外しの作業を行うために必要な資格。	同上

関連する作業及び機械装置	資格名称	資格の種類	概要	備考
・ストラドルキャリアー	ストラドルキャリアー 運転業務安全教育	安全教育	・ストラドルキャリアーの運転業務に従事するため必要な資格	・港湾現場でコンテナ荷役に使用
・リーチスタッカー ・ショベルローダー ・フォークローダー	ショベルローダー等 運転技能講習	技能講習	・最大荷重1トン以上のショベルローダーの運転作業を行うために必要な資格。 ・リーチスタッカーには技能講習がないため、機器メーカー及び港湾防災協会等が推奨している。	・公道を走行するには大型特殊自動車免許が必要 ・2駆、4駆によって技能講習が異なる 4駆は車両系建設機械運転技能講習(整地、運搬、積込み及び掘削用)が必要 ・受講資格満18歳以上
・船内荷役作業主任者	船内荷役作業主任者 技能講習	技能講習	・船舶への荷の積み卸し等の作業で、揚貨装置などの誤操作等による荷の落下等による労働災害の防止を行うために必要な資格。 ・労働者の指揮、監視等の業務。	・揚貨装置運転士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士免許のいずれかの運転士免許を取得後、4年以上船内荷役作業に従事した経験を有する者
・はい付け・はい崩し作業	はい作業主任者技能講習	技能講習	・上屋、土場において穀物等のばら物以外の荷の高さが2メートル以上の荷の積上げ、積卸し(はい作業)による労働災害の防止を行うために必要な資格。 ・労働者の指揮、監視等の業務	・「はい付け」又は「はい崩し」作業が3年以上の実務経験者 ・受講資格、満18歳以上 ・「はい」とは、倉庫や上屋、土場に積み重ねられた荷の集団を意味する言葉
・(カウンターバランス)フォークリフト ・リーチフォークリフト ・オーダーピッキングトラック ・サイドフォークリフト ・トップリフター ・スプレッド仕様大型フォークリフト(FC70H)	フォークリフト運転技能講習	技能講習	・最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務を行うために必要な資格。	・公道を走行するには大型特殊自動車免許が必要 ・受講資格満18歳以上

関連する作業及び機械装置	資格名称	資格の種類	概要	備考
船内荷役におけるバラもの、石炭、チップ等の運搬・撤去等に使用されている ・ブルドーザー ・トラクターショベル ・油圧ショベル ・ラグライン ・ホイールローダー	車両系建設機械運転技能講習(整地、運搬、積込み及び掘削用)	技能講習	・機体重量3トン以上の車両系建設機械(整地、運搬、積込み、掘削用)を運転するために必要な資格。	・公道を走行するには大型特殊自動車免許が必要 ・受講資格満18歳以上
・機体重量3トン未満の車両系建設機械(整地、運搬、積込み、掘削用)	車両系建設機械運転特別教育(整地、運搬、積込み及び掘削用)	特別教育	・機体重量3トン未満の車両系建設機械(整地、運搬、積込み、掘削用)を運転するために必要な資格。	・公道を走行するには大型特殊自動車免許が必要 ・受講資格満18歳以上
スクラップの集積等に使用されている ・ブレーカ ・鉄骨切断機 ・解体用つかみ機	車両系建設機械運転技能講習(解体用)	技能講習	機体重量3トン以上の車両系建設機械(解体用)を運転するために必要な資格。	・公道を走行するには大型特殊自動車免許が必要 ・受講資格満18歳以上
・機体重量3トン未満の車両系建設機械(解体用)	車両系建設機械運転特別教育(解体用)	特別教育	機体重量3トン未満の車両系建設機械(解体用)を運転するために必要な資格。	・公道を走行するには大型特殊自動車免許が必要 ・受講資格満18歳以上
・高所作業車	高所作業車運転技能講習	技能講習	作業床の高さ10m以上全ての高所作業車を運転するのに必要な資格。	・トラック式高所作業車で公道の走行には、普通自動車、中型自動車、大型自動車等車両総重量により各々の運転免許が必要 ・受講資格満18歳以上
・高所作業車	高所作業車運転特別教育	特別教育	作業床の高さ2m以上10m未満の高所作業車を運転するのに必要な資格。	・トラック式高所作業車で公道の走行には、普通自動車、中型自動車、大型自動車等車両総重量により各々の運転免許が必要 ・受講資格満18歳以上

関連する作業及び機械装置	資格名称	資格の種類	概要	備考
・トラック ・シャーシ ・移動式クレーン 等	運転免許	大型自動車免許 (普通免許所持者)	・大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車以外の自動車で、次の条件のいずれかに該当する自動車を公道で運転するのに必要な資格。 ・車両総重量が11,000kg以上のもの ・最大積載量が6,500kg以上のものまたは ・乗車定員が30人以上のもの 四輪以上の車輛を公道で運転するのに必要な資格。	普通自動車免許所持 (AT限定付き除く) (21歳以上で経験3年以上)
		大型自動車免許 (限定準中型免許所持者)		限定準中型自動車免許所持 (AT限定付き除く) (21歳以上で経験3年以上)
		大型自動車免許 (限定中型免許所持者)		限定中型自動車免許所持 (AT限定付き除く) (21歳以上で経験3年以上)
		大型自動車免許 (中型免許所持者)		中型自動車免許所持 (AT限定付き除く) (21歳以上で経験3年以上)
		牽引自動車免許		大型・中型・限定中型のいずれかの免許所持(18歳以上)
		大型特殊自動車免許	大型・中型・中型・大型特殊(限定付)のいずれかの免許所持(18歳以上)	